

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月30日

【会社名】 平安レイサービス株式会社

【英訳名】 HEIAN CEREMONY SERVICE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 相馬秀行

【本店の所在の場所】 神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号

【電話番号】 0463-34-2771(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 土屋浩彦

【最寄りの連絡場所】 神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号

【電話番号】 0463-34-2771(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 土屋浩彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金14円 総額 183,875,930円

ロ 効力発生日

2020年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 連結子会社の株式会社へいあんが介護に関する事業目的を追加したため、当社も平仄を合わせ、定款の一部を変更する。

ロ 法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1~17 (条文省略)</p> <p>18. (新設)</p> <p>18~27 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するまでとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1~17 (現行どおり)</p> <p>18. <u>有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理</u></p> <p>19~28 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の数に欠く事となる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するまでとする。</p> <p><u>ただし、第31条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

金田一喜代美を監査役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 鳥山秀弘を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	111,119	357	191	(注) 1	可決 99.51
第2号議案 定款一部変更の件	111,440	36	191	(注) 2	可決 99.80
第3号議案 監査役1名選任の件	110,131	1,345	191	(注) 1	可決 98.62
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	103,633	7,843	191	(注) 1	可決 92.81

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。